



亀山都市計画用途地域の変更  
(亀山市決定)  
総括図  
縮尺 1/25,000

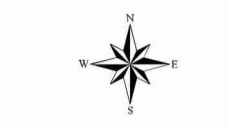
凡例		
第一種低層住居専用地域		
第二種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		

番号	市町名	地区名	面積 (ha)	変更前用途 (容積率/建蔽率)	変更後用途 (容積率/建蔽率)	変更理由
1	亀山市	みずきが丘地区	約22.3	— (200/60)	第一種低層住居専用地域 (100/50)	当該地区は用途地域の指定がなく、都市計画法、建築基準法等により制限がなされているが、居住環境の保全・維持を図るため、用途地域の指定を行う。
			約3.4	(200/60)	第二種低層住居専用地域 (150/50)	
			約9.5	(200/60)	第一種中高層住居専用地域 (200/60)	
			約0.7	(200/60)	第一種住居地域 (200/60)	
2	亀山市	アイリス町地区	約22.5	— (200/60)	第一種低層住居専用地域 (100/50)	当該地区は用途地域の指定がなく、都市計画法、建築基準法等により制限がなされているが、居住環境の保全・維持を図るため、用途地域の指定を行う。
			約0.5	(200/60)	第一種住居地域 (200/60)	
合計			約49.9			

※「-」は、変更前において用途地域指定なし

地区番号 1  
地区名 みずきが丘地区  
面積 約26.9ha

地区番号 2  
地区名 アイリス町地区  
面積 約23.0ha



記号

	道路
	鉄道
	河川
	公園
	消防署
	学校
	庁舎
	駅
	バス停留所
	電柱
	電線
	排水溝
	境界線
	地籍境界線
	地籍区画
	地籍地号
	地籍街区
	地籍地区
	地籍市街地
	地籍区
	地籍市
	地籍県
	地籍国

凡例

	都市計画区域
	都市計画道路
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	防災地域
	伝統的建造物群保存地区
	都市計画公園
	広場
	火葬場
	汚物処理場
	ごみ処理場
	都市下水道
	高度利用地区
	第一種市街地開発事業
	公共下水道区域

平成14年度国土交通省告示第14号の図則による  
国土交通省告示第14号の図則(土地利用)による  
国土交通省告示第14号の図則(都市計画)による  
国土交通省告示第14号の図則(都市計画)による  
国土交通省告示第14号の図則(都市計画)による  
国土交通省告示第14号の図則(都市計画)による  
国土交通省告示第14号の図則(都市計画)による  
国土交通省告示第14号の図則(都市計画)による  
国土交通省告示第14号の図則(都市計画)による  
国土交通省告示第14号の図則(都市計画)による

凡例

	1.00 容積率
	1.50 容積率
	2.00 容積率
	2.50 容積率
	3.00 容積率
	3.50 容積率
	4.00 容積率
	4.50 容積率
	5.00 容積率

